

2022年10月1日以降

入院費用について

1. 自己負担割合

無料	3割	2割(※①) (現役並所得者は3割)	1割または2割
----	----	-----------------------	---------

▲ 0歳 ▲ 就学前/就学後 ▲ 69歳/70歳 ▲ 74歳/75歳〔後期高齢者医療保険〕

小学生以上

入院1日500円(月4,000円) 子ども受給者証を提示下さい

※必ず「限度額適応・標準負担額減額認定証」をご提示下さい(ご提示なければ適応外となります)

① 義務教育就学後～69歳までの方の月ごとの負担上限額 (自己負担:3割)

区分	自己負担限度額(月額)	認定証表示
上位所得者 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円【140,100円】※ (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	ア
上位所得者 健保:同53万～79万円 国保:同600万～901万円	167,400円【93,000円】※ (医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	イ
一般 健保:同28万～50万円 国保:同210万～600万円	80,100円【44,400円】※ (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	ウ
一般 健保:同26万円以下 国保:同210万円以下	57,600円【44,400円】※	エ
低所得者 市・県民税非課税	35,400円【24,600円】※	オ

◆「所得」とは、基礎控除後の「総所得金額等」にあたります。

② 70歳以上の方の月ごとの負担上限額(自己負担:1～3割)

区分	自己負担限度額(月額)		認定証表示
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)	
現役並み所得者	健保:標準報酬月額83万円以上 後期高齢・国保:課税所得690万円以上	252,600円【140,100円】※ (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	II
	健保:標準報酬月額53万円以上 後期高齢・国保:課税所得380万円以上	167,400円【93,000円】※ (医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	
	健保:標準報酬月額28万円以上 後期高齢・国保:課税所得145万円以上	80,100円【44,400円】※ (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	
一般	18,000円	57,600円【44,400円】※	II
市・県民税非課税	8,000円	24,600円 <世帯の全員が市・県民税非課税の人>	II
		15,000円 <世帯の全員が市・県民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人>	I

※多数該当 過去12ヶ月のうちで自己負担限度額上限までのお支払いが4回目以降の場合です。

2. 入院時の食費と居住費（2018年8月1日以降）

	食費(1日あたり)	居住費(1日あたり)
70歳未満の方	区分ア～エ …………… 1,380 円/日(1食あたり 460 円)	療養病床(当院では4・5・6階病棟)に入院する65歳以上の方を対象 370 円/日 ----- 指定難病患者 老齢福祉年金受給者 境界層該当者 0 円/日
	区分オ ……………630 円/日(1食あたり 210 円)※①	
70歳以上の方	現役並み所得者及び一般 …… 1,380 円/日(1食あたり 460 円)	
	区分Ⅱ …………… 630 円/日(1食あたり 210 円)※①	
	区分Ⅰ …………… 300 円/日(1食あたり 100 円)	

※①入院が90日を超えた場合については、手続きをすれば1食あたり160円となります。

3. 実費徴収するもの

※ご説明させて頂きました「実費徴収のご案内(入院)」を参照ください。

- 【診断書料】 ・ 当院書式の証明書、オムツ使用証明書、病状証明書、各 1,500 円
・ 上記以外の診断書 3,000 円 または 4,500 円

※入院に関する各種証明書は1階受付窓口にお申し込み下さい。

また、患者様以外からの依頼は、個人情報保護法により患者様本人の同意書または、承諾書が必要となりますのでご了承ください。なお提出されてから完成まで約14日かかります。

4. 「限度額適応・標準負担額減額認定証」について

- ・「**限度額適応認定・標準負担減額認定証**」は、治療を受けた場合の自己負担限度額を病院に示すものです。病院の窓口へ**保険証とともに認定証を提示**することにより、1ヶ月の窓口負担が自己負担限度額以内(自己負担限度額は表面参照)となります。
- ※加入されている保険の種類によって、証書を取得する際の申請方法などが違いますので、詳しくは相談員(医療ソーシャルワーカー)が説明いたします。

5. その他制度について

- ・高額療養費や身体障害者手帳の医療費助成等についてのご相談は、地域連携情報サービス室(当院1階:受付窓口横)にて相談員(医療ソーシャルワーカー)がお伺いいたしますので、お気軽にお申し出下さい。

6. 入院料のお支払い方法について

- ・別紙「入院のご案内」を参照下さい。

※**他の医療機関から転院して来られる皆様へ**:1ヶ月に複数の医療機関にまたがって入院されている場合、その医療費の合計額が限度額を超えている場合があります。各医療機関から出される請求書を保険者に提出すると、払いすぎている分の払い戻しを受けることができるため、ご確認ください。

嶋田病院 事務部

2022年10月 改定